「三ツ又池青空市」出店者等募集要領

１．開催日時

令和９年４月 11 日（日）　午前 10 時 00 分～午後３時 00 分（少雨決行）
　荒天時予備日
令和９年４月 25 日（日）　午前 10 時 00 分～午後３時 00 分（少雨決行）

２．開催場所

三ツ又池公園　拠点広場

３．内容・目的

「三ツ又池青空市」では、三ツ又池公園を活用して、農作物・加工品・商工業品などの販売や市内の企業ＰＲの場を提供します。

消費者、生産者、商工業者相互の交流を深めるとともに賑わいを創出することを目的としています。

４．出店等を希望する者の条件

出店等を希望する者（以下「出店者等」という。）は、次に掲げる条件をすべて備えていなければなりません。

①出店者等は、弥富市商工会の会員または個人の場合は弥富市に住所を有し、法人の場合は弥富市内に本店、支店、営業所、事務所を置いていること。
②飲食関連の販売については、イベント等での臨時営業許可証や移動食品の営業許可証を取得されている方に限ります。申込書と併せて許可証の写しを提出してください。
③募集の開始日から出店日までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年６月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 23 年 12 月 27 日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
④募集の開始日から出店日までの間において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又は弥富市建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
⑤地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
⑦市町村税、県税及び国税の未納がないこと。

５．申込期間

令和８年 12 月１日（火）～令和９年１月 15 日（金）
　※土・日・祝日は除く
午前９時 00 分～午後４時 00 分

６．申込方法

出店申込書と誓約書に必要事項を記入し、市役所産業振興課へ提出してください。

７．提出先・問合せ先

弥富市役所 建設部産業振興課 基盤整備グループ（三ツ又池管理協議会 事務局）
弥富市前ケ須町南本田 335 番地
電話 0567－65－1111

８．注意事項

①令和９年度については、出店料は無料とします。
②イベント当日の出店開始や終了などは、運営団体の指示に従ってください。
③出店場所は、運営団体が指定します。
④食品衛生法に基づく許可等は、出店者等がそれぞれの営業に必要な許可等を各自で対応をお願いします。
⑤電気や水等の供給は、出店者等ご自身で手配をお願いします。
⑥出店に関する事故・トラブル等については、主催者は一切責任を負いかねますので、出店者側でご対応をお願いします。
⑦お客様からのクレーム等が発生した場合、これに対する改善のご依頼をすることがあります。その際には、ご対応をお願いします。
⑧火器を使用する場合、出店者は必ず消火器を設置してください。
⑨決められた区画を遵守し、近隣区画の迷惑にならないように努めてください。
⑩荒天を除き、雨天の場合でもイベントを開催しますので、出店者において雨天対策をお願いします。
※大雨や強風など悪天候により開催が難しいと主催者側が判断した場合は、イベント前々日までに弥富市ホームページで公表します。
⑪利用決定は、先着順ではありません。重複する場合は主催者が定めた優先順位に従い決定します。
⑫区画の提供となりますので、テント、机、椅子などが必要であれば、出店者で準備してください。
⑬各店舗で発生したゴミは出店者等でお持ち帰りください。

９．主催者

三ツ又池管理協議会（運営：8103 ハッピープロジェクト）
弥富市役所 建設部産業振興課 基盤整備グループ（三ツ又池管理協議会 事務局）
弥富市前ケ須町南本田 335 番地
電話 0567－65－1111
E-mail: s-kiban@city.yatomi.lg.jp